

# 三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画の変更（案）概要について

## 1 海岸保全基本計画とは

- ・ 海岸法に基づき「防護・環境・利用」の調和のとれた海岸保全を行うため、国は海岸の保全に対する基本的な指針である「海岸保全基本方針」を定めています。
- ・ 愛知県では、この方針に基づき 2003 年に隣県の三重県・静岡県と共同で三河湾・伊勢湾沿岸と遠州灘沿岸の 2 沿岸の「海岸保全基本計画」を策定しました。



三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画 (愛知県・三重県共同策定) 2003年3月 (2015年12月一部変更)

遠州灘沿岸海岸保全基本計画 (愛知県・静岡県共同策定) 2003年7月 (2015年12月一部変更)

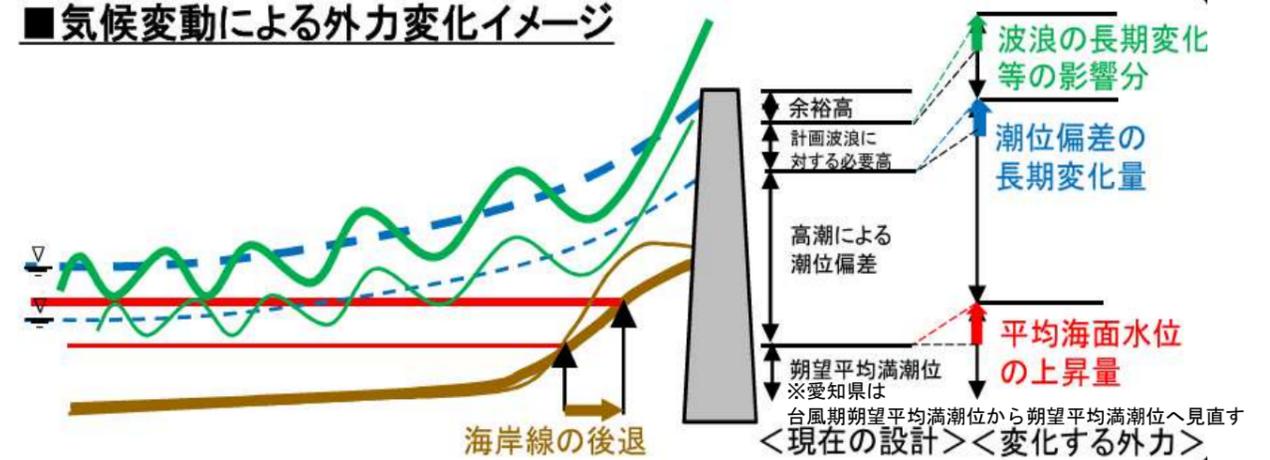
## 2 今回の計画変更について

- ・ 国が 2020 年 7 月の「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方検討委員会」の提言を踏まえ、同 11 月に、海岸保全について気候変動による影響を考慮した「海岸保全基本方針」に変更したことから、今回この方針を踏まえ三重県と共同で「三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画」の変更を行います。
- ・ なお、「遠州灘沿岸海岸保全基本計画」については静岡県と調整が整った段階で変更を予定しています。

## 3 計画変更のポイント

- ・ 高潮防護目標：潮位は朔望平均満潮位に気候変動による海面上昇量を加え、高潮による潮位偏差は伊勢湾台風規模に気候変動による台風中心気圧低下を考慮し、設定した計画高潮位に対し必要となる防護機能を施設整備目標とします。
- ・ 地震津波防護目標：気候変動に伴う海面上昇を考慮した津波高を想定し、必要となる防護機能を施設整備目標とします。

### ■気候変動による外力変化イメージ



## 4 施設整備計画について

- ・ 「三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画」に位置付けのある愛知県区間 222 地区海岸のうち、従前から地震津波対策や老朽化対策を実施している 166 地区海岸に加え、将来（海面上昇の予測を踏まえ 2100 年時点）の施設必要高に対し防護機能が不足する 15 地区海岸を加えた 181 地区海岸について施設整備計画を作成し整備を行います。

